

事前着手届に係るQ&A（看護補助者キャリアアップ）

Q 1 事前着手届を提出する意味はなにか。

A 1 補助金は原則交付決定後に事業着手することになります。事前着手届はその例外として、交付決定前に事業着手する必要性を県が認めれば、交付決定前に事業着手することが可能となるものです。

Q 2 事前着手届を提出せず、交付申請をすることは可能か。

A 2 可能です。ただし、交付決定日以前に事業着手をした場合、補助対象外となります。

Q 3 事前着手届を提出すれば、補助金は確約してもらえるか。

A 3 補助金交付をお約束するものではありません。

Q 4 事前着手届出後、県から通知があるか。

A 4 特段通知はありません。

Q 5 県が示した事前着手届の提出期間外で事前着手届を提出することは可能か。

A 5 できません。

Q 6 事前着手時期が5月になるか6月になるか現時点で不明の場合、事前着手届はいつ提出すればよいか。

A 6 事業着手の早い時期に合わせてご提出ください（Q 6 の場合、事業着手が5月になる場合があることを踏まえ、3月24日までに提出してください）。

Q 7 事前着手届を提出すれば交付申請書を提出したことになるか。

A 7 なりません。別途、交付申請書の提出が必要となります。

Q 8 交付申請時に事前着手届に記載した想定金額を変更（増額・減額）することは問題ないか。

A 8 差し支えありません。

Q 9 事前着手届を提出した場合、その後研修を見送ったとしても、必ず交付申請はしないといけないものか。

A 9 研修を取りやめた等、補助を要しない場合は、申請する必要はありません。

Q10 次年度の要綱は今年度の要綱と変更ないか。

A10 要綱は毎年見直しが行われます。最新の要綱をご確認ください。なお、令和8年度の要綱は4月以降にホームページ上で公開予定です。なお、事前着手届は3月中に事前着手届を提出される場合は、令和7年度の要綱を参考の上、ご提出ください。